2 申 告 所 得 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間の所得について、平成16年3月31 日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告所得税の 納税者という)の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっ ても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

1 用語の説明

事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者 事 業 所 得 で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

その他所得 者事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

		= /		
区分	独身者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元~4	1,075	1,928	2,484	3,198
5 • 6	1,075	1,928	2,484	3,277
7 ~ 9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12 ~ 15	1,144	2,200	2,833	3,842
(注)各年とも社会保険	料を加味して計算	<u>した。</u>	資	料:財務省主税局

3 所得税の主な控除(平成15年分)

(1)所行	导控除		,																	
	基礎控除・		• • •	• •		•	• •	• •	•	• •	•	•		•	•		•	•	380,0	
	配偶者控除		• • •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	380,0	
	ただし、	老人控队						• •	•	• •	•	•	• •	•	•		•	•	480,0	
		同居特別	刂障害者	旨であ	る控	涂	対象	配偶	者	• •	•	•	• •	•	•		•	•	730,0)00円
		同居特別	削障害者	ぎであ	るき	人	控除	対象	配	偶者	•	•		•	•		•	•	830,0)00円
	配偶者特別																			
(1)) 配偶者か	が控除対 象	な配偶者	が場	i合															
		「得金額だ				5る	場合		•		•	•		•	•		•	•	380,0	000円
	B 合計所	「得金額だ	バ 5 万Ρ	引以上	であ	5るり	場合		•		•	•	• 3	380	,00	0円	- [合	計所得	金額
			計所得3																	
(🗆 ') (イ)に									•										
(, (. , ,		•																	
,	A 合計的	行金額が	バ40万₽	未温	であ	5る ^t	場合				•				•		•	•	380,0	000円
		行金額が																	, .	
		1173 === HX75	, , , , , , ,	J /	,		1 3					(合語	計戶	斤得	金	額	- 38	30,000	円)
		(合)	計所得象	全額に	t 5 7	5 Ш	の慗					-								-
(C 合計所																	•		00円
	大養控除・			16/1	.10).		/		•	~» ¬									380,0	
_ 1		特定扶着	京印 佐 .																630,0	
	ILILU,																			
		老人扶養			•				•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	480,0	
		同居老新							•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	580,0	
		同居特別																•	730,0	
		同居特別																•	980,0	
		同居特別																	830,0	
		同居特別	川障害者	すであ	るを	5人	天套	親族	(同居	老:	親争	5)	•	•	• •	•	•	930,0	000円

朩	雑損控除・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支 出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
^	医療費控除・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか 少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
/	
	支払保険料のうち、25,000円以下 全額 25,000円超50,000円以下 1/2+12,500円
	50,000円超 1/4+25,000円(最高50,000円)
([])個人年金保険料 (イ)と同じ
チ リ	社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 支払った社会保険料の全額 損害保険料控除・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
(1	()長期契約のみの場合(最高15,000円) 10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
([1)短期契約のみの場合(最高3,000円)
()	2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計 ()長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円)
•	(イ)と(ロ)の合計額
ヌ	小規模企業共済等掛金控除・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛 金の支払額全額
ル	障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・ 270,000円
ヲ ヮ	老年者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 500,000円 寄付金控除・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額
(2)私	说額控除
1	配当控除・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額 に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び
	源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対
	象とならない。 外国税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・外国所得税額
н	ただし、所得税額× <u>国外所得総額</u> が限度
八	住宅借入金(取得)等特別控除
	平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合
	昔入金等の年末残高 控除期間及び控除率 各年限度額 合計限度額 00万円以下の部分 1年目から10年目 1% 50万円 500万円

得税の税 (課税所得金額又は課税退職所得金額に対して) 330万円 以下の金額 10% 330万円 を超える金額 20% 900万円 を超える金額 30% 1,800万円 を超える金額 37%